

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第6条第4号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第15条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第2条第2項第2号に規定する者になったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。